

# 国民健康保険

市の国民健康保険（国保）に加入している皆さんへ、28年度の「国民健康保険納税通知書」を7月上旬に発送しました。また、8月から使える「国民健康保険被保険者証」を7月下旬に発送します。

## 1 保険証が届いたら確認しましょう～5つのチェックポイント～

### □ チェック1

国保の保険証は、1人1枚の紙製のカードです。氏名の欄に自分の名前が入っているか確認しましょう。保険証を台紙に貼った状態で送りますので、届いたら台紙から剥がして使ってください。

【表】※保険証はピンク色です



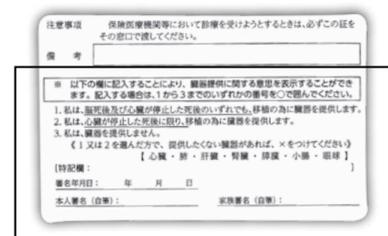
### □ チェック4

有効期限は原則、翌年7月31日ですが、①後期高齢者医療制度へ移行予定②市外に住所がある学生で卒業予定年度である——のいずれかに該当する場合は、その他の日付になっていることがあります。また、退職被保険者証を持っていて、翌年7月1日以前に65歳になる人がいる世帯には、あらためて保険証を送ります。

### □ チェック2

住民票上の世帯主が国保に加入していない場合でも、保険証の世帯主氏名の欄には、住民票上の世帯主の名前が入ります。加入者全員分の保険証を世帯主へ送ります。

【裏】



### □ チェック5

裏面の臓器提供意思表示欄の記入は任意です。署名する場合は説明をよく読み、ボールペンなど字が消えない筆記具で書いてください。臓器提供について詳しくは、日本臓器移植ネットワーク ☎0120-78-1069 へお問い合わせください。



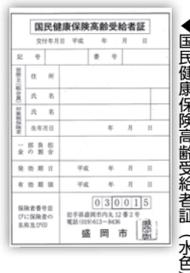
### □ チェック3

社会保険など、他の健康保険に変わったのに保険証が届いた場合は、国保から抜ける手続きがされていないからかもしれません。健康保険課給付係か都南総合支所税務福祉係、玉山総合事務所健康福祉課、各支所へ届け出をしてください。

## 2 高齢受給者証は保険証と一緒に送ります

70歳から74歳までの人に、8月1日から使える「国民健康保険高齢受給者証」を保険証と一緒に送ります。高齢受給者証の対象は、後期高齢者医療制度に加入していない人で①すでに高齢受給者証を持っている②今年の7月2日から8月1日までに70歳になる——のいずれかに該当する人です。

高齢受給者証は自己負担割合を示す証明書です。医療機関を受診するときは、保険証と一緒に提示してください。【問】 給付係



国民健康保険高齢受給者証（水色）

割合	対象
1割	昭和19年4月1日以前に生まれた人で、3割に該当しない人
2割	昭和19年4月2日以降に生まれた人で、3割に該当しない人
3割	その世帯の70～74歳までの国保加入者が、次に該当する①住民税の課税所得が145万円以上の人がある②全員の年取の合計が520万円以上（1人の場合は383万円以上）

## 3 医療費が高額になるときは申請を

医療費が高額になるとき、住民税課税世帯の人には「限度額適用認定証」、住民税非課税世帯の人には「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をお勧めします。これらを医療機関へ提示すると、支払いが1カ月当たりの自己負担限度額までに抑えられます（同じ病院を受診しても、入院と外来の自己負担額はそれぞれで計算されます）。また、住民税非課税世帯の場合、入院時の食事代も減額されます。保険証と印鑑を持参し、健康保険課給付係か都南総合支所税務福祉係、玉山総合事務所健康福祉課で手続きをしてください。すでに認定証を持っている人で、8月以降も認定証が必要なときは、8月1日以降に手続きすると、その月の1日から有効な認定証をお渡します。【問】 給付係



限度額適用認定証（黄色）

## 4 国保税の納付を忘れずに～ゆうちょ銀行でも納付できます

4月から、従来の金融機関、コンビニに加えてゆうちょ銀行（東北6県内に限る）でも国保税が納付できるようになりました。納税通知書が届いたら、表の期限までに納税通知書を持参し、納めてください。なお、国保加入者全員が65歳から74歳までの世帯で①世帯主が年額18万円以上の年金を受給②世帯主の介護保険料と国保税の合計額が年金受給額の2分の1以下——の全てに該当する場合、国保税は世帯主の年金から6回に分けて天引きします。新たに年金から天引きになる世帯主には、事前に通知します。【問】 賦課係

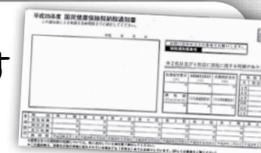
納期	期限	納期	期限
第1期	8月1日(月)	第5期	11月30日(水)
第2期	8月31日(水)	第6期	12月26日(月)
第3期	9月30日(金)	第7期	来年1月31日(火)
第4期	10月31日(月)	第8期	来年2月28日(火)

### ■ 便利で確実な口座振替

国保税の納付には、便利で確実な口座振替がお勧め。納税通知書につづり込まれている口座振替依頼書と通帳、金融機関の届け出印を持参して、金融機関の窓口でお申し込みください。また、市役所窓口では本人のキャッシュカードで口座振替の申し込みをするページー口座振替サービスも利用できます。納税義務者本人がキャッシュカードを持参してお申し込みください。【問】 徴収係

### ■ 課税される世帯主を変更できます

国保税は、「住民票上の世帯主」が他の健康保険に加入していても、その世帯主に課税されます。ただし、届け出により、国保に加入している人を「国保上の世帯主」に変更することができます。変更するためには、国保税を完納していることや住民票上の世帯主の同意があることなどの条件が



国民健康保険税の納税通知書

あります。【問】 給付係

### ■ 困ったときは早めに相談を

事情により納付が困難な場合は、早めにご相談ください。窓口相談のほか、電話でも受け付けます。【問】 徴収係

※納期限までに納付しないと、延滞金が加算されるほか、次の措置を受ける場合があります  
・通常よりも有効期限が短い「短期被保険者証」の交付  
・滞納処分（財産の差し押さえ）

さらに滞納が続くと、被保険者証に代えて資格証明書が交付される場合があります。この場合、医療費の全額を一時的に自己負担することになります

## 5 国保税の軽減・減免制度があります

国保税の軽減の対象は、前年の所得が基準に満たない世帯です。軽減を受けるための申請は不要ですが、市・県民税や所得税の申告がされていないと、基準に合うかどうかの判断ができません。所得がない場合も、必ず申告しましょう。【問】 賦課係



### ■ 失業者などの軽減や減免

雇用保険の特定受給資格者\*または特定理由離職者\*は、申請により国保税が軽減される場合があります。また、災害や病気など特別な理由で国保税の納付が困難な場合も、国保税が減免されることがあります。減免は納期限前までに申請することが必要で、納期限が過ぎた期別は減免できません。

\*雇用保険受給資格者証の裏面にある離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34の人

### ■ 介護保険適用除外施設の入所者へ

40歳から65歳までの人のうち、法令で定める介護保険適用除外施設に入所・入院している人は、国保税の介護納付金分が免除されます。ただし届出が必要です。

### ■ 原子力発電の事故による避難者へ

東日本大震災により、原子力災害対策特別措置法の規定に基づく避難や、特定避難勧奨地点からの避難をしている人は、申請により国保税が減免になる場合があります。

## 6 医療費の一部負担金の免除など

医療機関の窓口で支払う一部負担金について免除や減免、助成などを受けられることがあります。対象は次のいずれかを満たしている人で、申請が必要です。【問】 給付係

- 【対象】
- ①東日本大震災で被災した
- ②災害や事業の休・廃止により収入が激減した
- ③収入や預金が生活保護基準より少ない

問い合わせや届け出、相談は

### 健康保険課（市役所別館1階）

保険証・医療給付・訪問保健指導……給付係 ☎613-8436  
納税通知書・課税内容……賦課係 ☎613-8437  
国保税の納付・相談……徴収係 ☎613-8438



## 入院時の食事代が変更になりました

28年4月1日から、住民税課税世帯の入院時の食事代は、1食当たり360円（変更前は260円）になりました。ただし、27年4月1日以前から継続して精神科病棟に入院している人や、指定難病患者、小児慢性特定疾病児童は、260円のままです。【問】 給付係